

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題(目的に対する現状など)	30年度決 算額[千 円]	元年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②令和2年度に取組む改革・改善内容	2年度予算 額[千円]
1	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童総務事務に要する経費	こども支援課			①子ども・子育て施策について、子ども・子育て会議を開催し、調査審議する。 ②計画に掲げた施策展開について、点検、評価、改善策など検討を行い、次年度以降の事業実施に取り組んでいく必要がある。	9,051	7,236	6精査・検証	①計画に掲げた施策展開について、点検、評価、改善策などを検討していくため ②計画に掲げた施策展開について、点検、評価、改善策など検討を行い、次年度以降の事業実施に取り組んでいく。	9,495
2	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	ファミリー・サポート・センターの運営に要する経費	こども支援課	○		①様々な事情で一時的に子どもの世話ができない場合等、地域の住民同士で相互援助の形式で支え合いを行い、子育て支援を実施する。 ②保育園等の送迎や仕事等を理由として預かり等を必要としている家庭に対して、制度の周知を行うとともに、支援が必要な家庭が利用できるよう、引き続き、十分な提供会員を確保する必要がある。	3,468	3,379	6精査・検証	①地域で子育てを支え合う施策として重要な事業であり、提供会員を増やし、活動の活性化を図る必要があるため。 ②事業について広く周知を図り、提供会員の増加に努めるとともに、昨年度に引き続き、幼児教育の無償化に伴う利用料の助成の周知を行う。 また、新型コロナウイルス感染症による、預かりのサポート利用料の助成について検討する。	4,406
3	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	つどいの広場の運営に要する経費	こども支援課	○		①常設のつどいの広場を開設し、おおむね3歳児未満の乳幼児とその保護者が、気軽に集い相互交流をする場を提供する。 ②利用者にとって、更に快適な居場所となるよう児童のニーズを把握する必要がある。	10,035	9,605	6精査・検証	①事業の質の向上を図るため、利用者のニーズに合わせた事業展開を検討していく必要があるため。 ②アドバイザーの資質の向上及び相談業務の充実を図るため、研修を実施する。また、利用者のニーズに沿った事業展開を実施するため、アンケート調査を実施していく。	13,963
4	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	こども医療費助成に要する経費	こども支援課	○		①保護者が負担する子どもの医療に要する費用について、当該費用の全部又は一部を助成するもの。 ②現在、中学校3年生までの入院・通院・調剤に係る医療費について助成対象としているが、所得制限撤廃分及び小学校4年生から中学校3年生までの通院・調剤に係る医療費については市単独事業として助成している。	338,134	338,581	6精査・検証	①市民要望も高いことから制度の維持を図りつつ、財源的負担が大きいことから県補助拡充を要望する必要があるため。 ②市の財源的な負担の軽減を図るため、市単独補助分について、助成基準の見直し(所得制限撤廃、通院部分の助成対象拡大)を県に対し要望する。マイナンバー制度における情報連携について、適正な事務処理に努めるとともに、市民に対して制度の周知を図る。	369,982
5	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	子育て支援センターの運営に要する経費	こども支援課			①子育てに関する相談及び情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習を行う。 ②サービスの向上及び相談業務の充実を図るとともに利用者のニーズを把握する必要がある。	9,831	9,554	6精査・検証	①事業の質の向上を図るため、利用者のニーズに合わせた事業展開を検討していく必要があるため。 ②アドバイザーの資質の向上及び相談業務の充実を図るため、アドバイザーを対象に研修を実施する。また、利用者のニーズに沿った事業展開を実施するため、アンケート調査を実施していく。	13,065

6	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	未熟児等養育医療に要する経費	こども支援課			<p>①身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に係る医療費を一部助成する。</p> <p>②対象家庭を支援するため、健康増進課などの関係機関と連携を図る必要がある。</p>	6,264	6,996	6精査・検証	<p>①法令に基づく事業であるため、市が制度改革を行うことができないが、市民への周知を図る必要があるため。</p> <p>②県負担金交付要綱の改正に伴い、所得税額によって徴収金額を決定していたものが市町村民税に変更されることから、適正な事務処理に努め、市民への制度周知を図るとともに、関係機関と連携を図っていく。</p>	5,715
7	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	利用者支援事業に要する経費	こども支援課			<p>①子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用者に対して情報提供や助言を行うとともに、地域の子育て資源の育成を図る。</p> <p>②子育てサークルの育成など地域資源の更なる育成・開発を行う必要がある。</p>	2,507	2,742	6精査・検証	<p>①子育て世代の方が求めている情報提供やニーズを検証するとともに、子育てサークルの育成などを行う必要があるため。</p> <p>②定期的に公共施設等で出張窓口を開設する。また、子育て世代が求めている情報提供及びニーズを把握し、助言を行うとともに、子育てサークルの育成講座などを実施する。</p>	3,740
8	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	家庭児童相談に要する経費	こども支援課	○		<p>①家庭児童相談及び支援対象児童等への対応、鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会の運営を行う。</p> <p>②子どもの養育環境の悪化や生活の多様化により、児童虐待や養育に困難が生じている家庭が増加していることから、対応する職員の専門的な知識を向上させるとともに、きめ細やかな支援が必要になる。</p>	12,215	16,087	7拡充	<p>①相談対応件数は、近年増加傾向にあり、子どもを守る上では、引き続き、児童虐待防止対応の強化を図る必要がある。</p> <p>②児童福祉法等の改正に伴い、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」を改定したことから、本市においても児童虐待対応を迅速に行うため、「鎌ヶ谷市子ども虐待予防・対応マニュアル」の改定を行う。</p>	19,624
9	一般	3	2	2	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童手当に要する経費	こども支援課	○		<p>①中学校終了までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給する。</p> <p>②令和2年6月より年金関係の情報連携が本格運用となることから、情報連携に係る事務を適正に遂行していく必要がある。</p>	1,635,926	1,588,499	6精査・検証	<p>①法令に基づく事業であるため、市が制度改革を行うことができないが、事務の効率化と適正化を図る必要があるため。</p> <p>②令和2年6月より年金関係の情報連携が本格運用となることから、情報連携に係る事務を適正に遂行していく。</p>	1,681,213
10	一般	3	2	3	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	母子福祉に要する経費(ひとり親家庭等医療費等助成金)	こども支援課	○		<p>①ひとり親家庭等の親や児童に対し、医療費助成を行う。</p> <p>②県において現物給付化が検討されていることから、県の動向を注視しながら円滑な事務手続きを行う必要がある。</p>	12,977	12,678	6精査・検証	<p>①県において現物給付化が検討されていることから、必要な事務手続きを行うとともに、対象者に対して周知などが必要となるため。</p> <p>②本制度については償還払いを基本としているが、千葉県において現物給付化が検討されていることから、県の動向を注視しながら必要な事務を遂行していく。</p>	13,900

11	一般	3	2	3	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	母子福祉に要する経費(遺児手当)	こども支援課	○	<p>①父母又は父母の一方が死亡、又は障害の状態になった中学校修了前の児童の養育者に手当を支給するもの。</p> <p>②該当者が手当を支給できるように、制度の周知を図る必要がある。</p>	1,900	1,767	6精査・検証	<p>①本事業の目的は、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることであり、今後も制度の周知及び維持に努める必要があるため。</p> <p>②適正な事務処理に努めるとともに、市民に対して制度の周知を図る。</p>	2,118
12	一般	3	2	3	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童扶養手当に要する経費	こども支援課	○	<p>①18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭などに対して、児童扶養手当を支給するもの</p> <p>②申請書類等が複雑で、家庭の事情などを踏まえたきめ細やかな対応を行い、適正に事務を遂行していく必要がある。</p>	314,754	392,168	6精査・検証	<p>①本制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び福祉の増進を図ることであり、今後も適正な事務の遂行と制度の周知に努める必要があるため。</p> <p>②申請書類等が複雑で、家庭の事情などを踏まえたきめ細やかな対応が求められることから、引き続き、適正な事務処理に努めるとともに、市民に対して制度の周知を図る。</p>	341,178
13	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童遊園等の管理に要する経費	こども支援課		<p>①市内16箇所の児童遊園について、適切な管理を行い児童に健全な遊びを与える。</p> <p>②遊具、フェンスなどの老朽化が進んでいるため、安全を確保するため、適正に管理する必要がある。</p>	11,502	6,133	6精査・検証	<p>①児童遊園を適正に管理するとともに、楽しく利用しやすい児童遊園とする必要があるため。</p> <p>②児童遊園の安全を確保するため、定期的に点検を行うとともに、遊具等の改修を行う。</p>	6,159
14	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童センターの管理運営に要する経費	こども支援課	○	<p>①児童への健全な遊びを通して、その体力を増進し、情操を豊かにするとともに、地域での子育て支援を図る。</p> <p>②利用者にとってさらに快適な居場所となるよう児童のニーズを把握する必要がある。</p>	40,147	36,183	6精査・検証	<p>①児童や保護者のニーズを把握し、子育て支援事業の充実を図る必要があるため。</p> <p>②体験教室やイベントなどについて、子どもや家庭のニーズに合わせた内容を検討していく。 子どもとのコミュニケーション術「機中八策」の講座を市民や職員(保育士)を対象に実施していく。</p>	46,666
15	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	こども発達センターの管理運営に要する経費	こども支援課		<p>①心身の発達に心配のある児童に対し、個々の状況に合わせて、発達に沿ったさまざまな支援を行う。</p> <p>②関係機関や市民に対し、障がいについての理解が深められるように情報提供、支援強化を行い、障がい理解の普及、啓発を図る。</p>	39,308	40,360	6精査・検証	<p>①障がい児や発達に不安がある児童へのきめ細やかな発達支援、家族支援、地域支援の療育支援体制を図る必要があるため。</p> <p>②他機関との連携を密に行い、ライフステージに応じた適切な支援が確保できるように支援体制の構築をしていく。</p>	48,995

16	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童遊園改修事業	こども支援課	○	○	①児童遊園の安全で安心な環境を確保するために、老朽化した遊具・設備の更新など改修を行う。 ②各園で老朽化が進んでおり、計画的に改修を進める必要がある。	2,916	7,918	6精査・検証	①児童遊園の安全で安心な環境を確保するために、改修を継続的に進める必要があるため。 ②遊具等の点検結果に基づき、道野辺中央三丁目児童遊園の遊具及び設備の改修を行う。	10,901
17	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	放課後児童クラブの管理運営に要する経費	こども支援課	○		①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②利用児童数の増加に対応するとともに、安定的な運営を行う必要がある。	187,528	199,750	7拡充	①児童数が増加するなかにおいても、子どもが安全に安心して放課後を過ごすことができる場の提供を行うとともに、健全な育成を図るため、安定的な運営及びサービスの向上を図る必要がある。 ②令和2年度から放課後児童クラブの運営については、全て委託となったことから、定期的にクラブの運営状況を確認するほか、必要に応じて運営方法について協議を行う。	230,929
18	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	放課後児童クラブ整備・改修事業	こども支援課	○	○	①「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブの施設整備・改修を行う。 ②児童数の増加に対応するとともに、学校敷地外に設置しているクラブについては、学校敷地内の整備を実施していく必要がある。	10,013	114,781	7拡充	①児童数の増加に対応するとともに、引き続き、放課後児童クラブの環境整備を図っていく必要がある。 ②北部小学校及び道野辺小学校の放課後児童クラブについて、施設の老朽化に伴い、児童の安全性及び利便性を踏まえ、施設改修を実施する。	30,432
19	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	(仮称)東部地区児童センター設置事業	こども支援課	○	○	①児童センターが未整備となっている東部地区に、(仮称)東部地区児童センターの整備し、地域のすべての児童が、健全な遊びを通じて、健康増進と情操を豊かにする。 ②建設用地を所得するため、地権者及び県と調整を行う必要がある。		769	7拡充	①東部地区児童センターを整備するため、用地を取得し、令和3年度に実施設計を実施できるよう、準備を進める。 ②用地購入に向けて、基本設計及び事業認可の認定手続きを行い、用地を取得する。	147,946